

目黒清掃工場建替事業に伴う環境影響評価手続きについて

1 概要

東京都では大規模事業の実施に際して、良好な環境を確保し、環境に配慮したまちづくりを推進するための制度として東京都環境影響評価条例を制定しており、清掃一組は、今後、目黒清掃工場建替に際し、東京都環境影響評価条例に則り、手続きを行う。その第一段階として、事業実施による環境影響の調査・予測や評価手法を記載した「環境影響評価調査計画書」を東京都に提出する予定である。

東京都は、「環境影響評価調査計画書」受理後、東京都環境影響評価審議会に諮問するとともに、公示・縦覧し、併せて都民及び関係自治体から意見を募ることとなる。公示・縦覧日程については以下のとおり。

2 経過

- 平成26年6月 5日 清掃一組が目黒清掃工場建替計画を決定
平成26年6月 6日 目黒清掃工場運営協議会において建替計画決定について報告
平成26年6月20日 都市環境委員会において建替計画について情報提供
平成26年9月中旬 清掃一組が、環境影響評価調査計画書を東京都へ提出(予定)

3 調査計画書の縦覧・閲覧予定

- (1)事業名 目黒清掃工場建替事業
(2)図書 環境影響評価調査計画書
(3)期間 平成26年10月1日(水)から10月10日(金)まで
(4)場所
(ア)縦覧 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課(都庁第二庁舎16階)
目黒区環境保全課(目黒区総合庁舎)
ほか、港区、渋谷区、品川区
(イ)閲覧 区政情報コーナー(目黒区総合庁舎)
目黒区民センター(総合受付)
北部地区サービス事務所
中央地区サービス事務所
南部地区サービス事務所
西部地区サービス事務所

- (5)意見書の提出期間 平成26年10月1日(水)から10月20日(月)まで
- (6)意見書の提出方法 事業名、氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に在する事務所又は事業所の所在地)及び環境保全の見地からの意見を記載し、持参、郵便により提出
- (7)意見書の提出先 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課
- (8)周知方法 めぐる区報9月25日号
目黒区ホームページ(平成26年9月25日から10月20日まで)

4 手続きの流れ

- 平成26年10月1日
- ・環境影響評価調査計画書公示
 - ・縦覧・閲覧、公示の日から10日間
 - ・都民意見、公示の日から20日間
- 平成27年度
- ・環境影響評価書案公示、縦覧等
 - ・都民意見
 - ・見解書公示、縦覧等
 - ・都民の意見を聞く会の開催
- 平成28年度
- ・環境影響評価書、公示、縦覧等
- 平成29年度
- ・事後調査計画書

以上

環境影響評価手続きについて

